

京都市告示第 22 号

地方公営企業法第 33 条の 2 の規定に基づき、京都市立京北病院の業務に係る  
公金徴収事務を次のとおり委託します。

平成 21 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

受託者名	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
株式会社 ニチイ学館	京都市立京北病院の業務に 係る使用料等の徴収事務	平成 21 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで

(京都市立京北病院)